

第5期串間市障がい福祉計画
第1期串間市障がい児福祉計画
(素案)

平成30年3月(予定)

串間市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
第2章 障がいのある人等の現状	3
1 串間市の概況	3
2 串間市の人口	3
3 障がいのある人等の人数の推移	4
第3章 成果目標の設定	11
1 第5期障がい福祉計画の成果目標	11
2 第1期障がい児福祉計画の成果目標	14
第4章 障がい福祉サービス等の見込量	15
1 障がい福祉サービスの見込量	15
2 障がい児福祉サービスの見込量	23
3 地域生活支援事業の見込量	25
第5章 計画の推進に向けて	31
1 計画の推進体制の整備	31
2 計画の進行管理	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年（2015年）2月に「串間市障がい者計画」（第3次）を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、同時に「第4期串間市障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

この間、国においては、障がいのある人等に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、これまでに多くの関係法令が可決・成立しました。平成28年（2016年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正が行われました。また、平成28年（2016年）5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成30年（2018年）4月に施行されることとなりました。

市町村は、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した第5期障がい福祉計画を策定することとなり、また、児童福祉法の改正に伴い、障がい児福祉計画の策定が新たに義務づけられました。

以上のような状況をふまえ、本市においては全ての人々の人権が尊重され、だれもが地域でその人らしく安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標及び見込量）を設定するとともに、施策の推進についての取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもので、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、本市では障がい福祉計画と一体的に策定しました。

(2) 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間となります。また、計画の進捗状況については、随時評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

◆「障がい者計画」・「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の計画期間

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38
障がい者 計画	障がい者計画			障がい者計画					障がい者計画						
障がい福祉 計画	第3期			第4期			第5期			第6期			第7期		
障がい児 福祉計画	/						第1期			第2期			第3期		

第2章 障がいのある人等の現状

1 串間市の概況

串間市は、明治22年の市村制施行により、現在の市域に南那珂郡福島村・北方村・大東村・本城村・都井村・市木村が発足しました。大正15年には福島村が町制施行し福島町となり、昭和26年に福島町が北方村を編入しました。昭和29年1月13日に福島町・大東村・本城村・都井村・市木村が対等合併し串間市が発足し、現在に至ります。

本市は、宮崎県の最南端に位置し、面積は295.16k㎡、鹿児島県志布志市、都城市、日南市と隣接しています。平均気温17.8度（平成25年）で、温暖な気候に恵まれています。日南海岸国立公園に連なる海中公園、野生馬の都井岬、亜熱帯植物が繁茂し、自然豊かな南国都市です。

2 串間市の人口

本市の総人口は、平成29年12月現在18,912人となっており減少傾向で推移しています。年齢別の構成比をみると、0～14歳人口と15～64歳人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の人口は年々増加し続けています。本市の近年3年間の人口推移を表2-1に示します。

表2-1

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	男性	1,164	1,115	1,112
	女性	1,109	1,063	1,052
	計	2,273	2,178	2,164
15～64歳	男性	5,117	4,970	4,755
	女性	4,937	4,795	4,604
	計	10,054	9,765	9,359
65歳以上	男性	2,954	2,985	3,050
	女性	4,383	4,381	4,339
	計	7,337	7,366	7,389
合計	男性	9,235	9,070	8,917
	女性	10,429	10,239	9,995
	計	19,664	19,309	18,912

資料：住民基本台帳

各年12月現在

3 障がいのある人等の人数の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

平成29年4月現在、障がい者手帳を所持している人の数は1,704人となっており、年々減少傾向にあります。その内訳としては、身体障害者手帳所持者は1,293人、療育手帳所持者が272人、精神障害者保健福祉手帳が139人となっています。

また、難病患者数として、指定難病特定医療費公費負担の対象人数は、平成29年4月現在、延べ157人となっています。

障がいのある人の人数の推移は、表2-2に示します。

表2-2

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	1,337	1,316	1,293
療育手帳	276	271	272
精神障害者保健福祉手帳	119	130	139
合計	1,732	1,717	1,704
人口に占める割合	8.7%	8.8%	8.9%

資料：福祉事務所

各年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の近年3年間の等級別身体障害者手帳所持者数の推移を表2-3に示します。等級は障がいの重い順に1級から6級までとなっています。

「1級」から「5級」までは全て減少傾向にあり、「6級」が若干増加傾向となっています。

平成29年の等級別構成比は表2-3に示すとおりであり、「4級」が30.6%で最も多くなっていますが、「1級」、「2級」、「3級」を併せた中度から重度者が全体の半数以上を占めています。

表2-3

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年
1級	323	319	317
2級	226	221	218
3級	228	219	215
4級	412	406	396
5級	66	67	62
6級	82	84	85
計	1,337	1,316	1,293

資料：福祉事務所

各年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

② 障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の近年3年間の障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移を表2-4に示します。

「視覚」はほぼ横ばいで推移しています。「聴覚」、「肢体」は減少傾向、「心臓」、「腎臓」は増加傾向で推移しています。

平成29年の障がい部位別構成比は表2-4に示すとおり、「肢体」が約半数となっています。

表2-4

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年
視覚	97	96	97
聴覚	164	163	154
音声	13	13	8
肢体	659	639	619
心臓	267	276	272
呼吸	11	8	11
腎臓	71	71	82
直腸	53	47	46
肝臓	1	2	3
その他	1	1	1
計	1,337	1,316	1,293

資料：福祉事務所

各年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

(3) 療育手帳所持者数の推移

本市の近年3年間の療育手帳所持者数の推移を表2-5に示します。療育手帳所持者は若干減少傾向ではあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

「18歳未満」は、減少傾向にあり、平成29年には45人で全体の16.5%となっています。また「18歳以上」は若干増加傾向で推移しています。平成29年には227人で全体の83.4%となっています。

表2-5

単位：人

年齢区分	判定区分	平成27年	平成28年	平成29年
合計	計	276	271	272
	A判定	134	137	136
	B判定	142	134	136
0～17歳	計	52	42	45
	A判定	17	18	18
	B判定	35	24	27
18歳以上	計	224	229	227
	A判定	117	119	118
	B判定	107	110	109

資料：福祉事務所

各年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

(4) 精神障がいのある人の人数の推移

本市の近年3年間の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者の推移を表2-6に示します。

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、平成29年には139人となっております。

等級別では、「1級」が15人（全体の10.7%）、「2級」が86人（同61.8%）、「3級」が38人（同27.3%）となっております。

表2-6

単位：人

	等級	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳所持者	計	119	130	139
	1級	14	14	15
	2級	79	84	86
	3級	26	32	38
自立支援医療（精神通院）受給者		295	298	353

資料：福祉事務所

各年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

(5) 障がい支援区分の認定状況

障がいのある人全体で見ると、区分6が49人と高くなっています。また、区分3が19人、区分4が21人、区分5が24人とやや高くなっています。

障がい種別で見ると、身体障がいと知的障がいは区分6、精神障がいでは区分1の割合が高くなっています。

表2-7

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全体	9	15	19	21	24	49
身体障がい	1	2	8	5	7	20
知的障がい	5	12	11	15	17	28
精神障がい	3	1	0	1	0	1

資料：福祉事務所

平成29年4月現在

第2章 障がいのある人等の現状

(6) 障がい児保育

市内の教育保育施設における障がい児保育利用者の推移を表2-8に示します。平成29年には市内6カ所の教育保育施設で10人が障がい児保育を利用しています。

表2-8

単位：人、カ所

教育保育施設			
	平成27年	平成28年	平成29年
実施箇所数（カ所）	7	6	6
利用者数（人）	9	11	10

各年4月現在

(7) 特別支援教育

県立日南くろしお支援学校に本市から通学している生徒数の推移を表2-9に示します。平成29年の生徒数は、小等部13人、中等部4人、高等部10人が在籍しています。

表2-9

単位：人

くろしお支援学校			
	平成27年	平成28年	平成29年
小等部	13	14	13
中等部	7	7	4
高等部	5	5	10
合計	25	26	27

各年4月現在

(8) 特別支援学級

本市の特別支援学級に在籍している生徒数の推移を表2-10に示します。平成29年の生徒数は小学校31人、中学校22人が在学しています。

表2-10

単位：人

特別支援学級在籍者数			
	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	25	31	31
中学校	15	15	22
合計	40	46	53

各年4月現在

第3章 成果目標の設定

国が平成29年（2017年）3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
平成32年度（2020年度）末までの地域移行者数	6人	【国の考え方】 平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者の9%以上が地域移行する。 【串間市における設定方法】 平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数 58人×9%=6人
平成32年度（2020年度）末の施設入所者数	56人	【国の考え方】 平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%以上削減する。 【串間市における設定方法】 平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数 58人×98%=56人

第3章 成果目標の設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標	備 考
精神障がい者に対する保健、医療、福祉関係者による協議の場 ※1	単独設置	<p>【国の考え方】</p> <p>平成32年度（2020年度）末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>国の指針に従い、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に取り組む。</p>

※1 本市においては、平成24年度に串間市障がい者自立支援協議会を設置しており、地域の障がい者の様々な事項について協議する場である。精神障がい者に対する保健、医療、福祉関係者による協議の場についても同協議会を活用していく予定。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備 ※2	面的体制整備 ※3	<p>【国の考え方】</p> <p>平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に整備する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>国の指針に従い、面的体制整備に取り組む。</p>

※2 地域生活支援拠点等とは、障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人等やその家族の緊急事態にも対応できるもの。

※3 地域における複数の機関が分担して機能を担うもの。

第3章 成果目標の設定

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
平成 32 年度（2020 年度）中の一般就労への移行者数	3 人	<p>【国の考え方】 福祉施設からの一般就労者数を平成 28 年度（2016 年度）実績 1.5 倍以上とする。</p> <p>【串間市における設定方法】 平成 28 年度（2016 年度）の一般就労への移行者数 2 人×1.5=3 人</p>
平成 32 年度（2020 年度）末の就労移行支援事業の利用者数	2 人	<p>【国の考え方】 就労移行支援事業利用者を平成 28 年度（2016 年度）末から 2 割以上増加させる。</p> <p>【串間市における設定方法】 平成 28 年度（2016 年度）の就労移行支援事業利用者 1 人×1.2= 2 人</p>

2 第1期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

区 分	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置	1か所	<p>【国の考え方】</p> <p>平成32年度（2020年度）末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>平成32年度末までに単独設置を予定。</p>
保育所等訪問支援事業の実施	実施	<p>【国の考え方】</p> <p>平成32年度（2020年度）末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>平成32年度末までに整備に取り組む。</p>

(2) 医療的ニーズへの対応

区 分	目 標	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所	<p>【国の考え方】</p> <p>平成32年度（2020年度）末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域で少なくとも1か所以上確保する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>国の指針に従い、確保に取り組む。</p>
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	<p>【国の考え方】</p> <p>平成30年度（2018年度）末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置する。</p> <p>【串間市における設定方法】</p> <p>国の指針に従い、設置に取り組む。</p>

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 事業名と内容

事業名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がいをもつ人に、自宅における身辺介護や外出支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい者（児）で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

② 実績と見込量

訪問系サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用時間」「利用人数」として算出しました。

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	97時間	136時間	155時間	220時間	238時間	256時間
	9人	15人	12人	14人	15人	16人

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービスは、障がいのある人等の在宅生活を支える重要なサービスであり、引き続きそれぞれの生活状態に合わせてサービスを提供できるように努めます。 ○ 指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけます。 ○ 重度障がい者等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。 ○ 病院や施設等から地域へ移行される方々の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。 ○ 在宅で生活される障がいのある人等の緊急時の対応や日常生活上の相談等、安心・安全に生活できる基盤を整備します。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

(2) 日中活動系サービス

① 事業名と内容

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型（非雇用型）」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人等に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

② 実績と見込量

日中活動系サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用日数」「利用人数」として算出しました。

事業名		第4期計画実績			第5期計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護		1,810 人日分	1,785 人日分	1,530 人日分	1,892 人日分	1,914 人日分	1,936 人日分
		81 人	82 人	85 人	86 人	87 人	88 人
自立訓練	機能訓練	0 人日分	0 人日分	0 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	生活訓練	0 人日分	37 人日分	16 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		0 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
就労移行支援		23 人日分	23 人日分	23 人日分	46 人日分	46 人日分	46 人日分
		1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
就労継続支援	A型	291 人日分	342 人日分	378 人日分	418 人日分	440 人日分	462 人日分
		14 人	16 人	18 人	19 人	20 人	21 人
	B型	823 人日分	734 人日分	740 人日分	1,034 人日分	1,144 人日分	1,254 人日分
		39 人	35 人	37 人	47 人	52 人	57 人
就労定着支援		—	—	—	1 人	1 人	1 人
療養介護		10 人	10 人	9 人	10 人	10 人	10 人
短期入所（福祉型）		28 人日分	21 人日分	12 人日分	80 人日分	100 人日分	120 人日分
		3 人	2 人	2 人	4 人	5 人	6 人
短期入所（医療型）		0 人日分	0 人日分	30 人日分	40 人日分	40 人日分	40 人日分
		0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅で介護をしているご家族等を癒すため、一時的にケアを代替えし、リフレッシュを図ってもらうため、短期入所支援の受け入れを確保するよう対象施設等に働きかけます。 ○ 新たに創設されたサービス「就労定着支援」については、就労移行支援事業所等に働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。 ○ 障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。 ○ 病院や施設等から地域へ移行される方々の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。 ○ 在宅で生活される障がいのある人等の緊急時の対応や就労、療育、日常生活上の相談等について、各関係機関との支援ネットワーク体制の強化を図ります。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

(3) 居住系サービス

① 事業名と内容

事業名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がいのある人等に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを行います。

② 実績と見込量

居住系サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」として算出しました。

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	—	—	—	1人	2人	3人
共同生活援助 （グループホーム）	39人	40人	41人	50人	55人	60人
施設入所支援	55人	56人	59人	57人	56人	56人

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助 (グループホーム) ・ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに創設されたサービス「自立生活援助」については、サービスを担う事業所の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。 ○ 病院や施設等からグループホームを利用する方々が、スムーズに地域生活を送れるよう、相談支援事業所や関係機関と連携を図り、利用支援を行います。 ○ 障がいのある人等に対する地域住民の理解を図るために、普及啓発を行い、共同生活援助や自立生活援助事業を運営しやすい環境の整備に努めます。 ○ 障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

(4) 相談支援

① 事業名と内容

事業名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連携・調整・モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

② 実績と見込量

相談支援の見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」として算出しました。

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	22人	30人	25人	25人	28人	31人
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	2人	3人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	2人	3人

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、障がい者自立支援協議会や相談支援事業所などとの連携により、相談支援の充実に努めます。 ○ ネットワークを活用した、専門的な相談支援が実施できる体制を整えるなど、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進していきます。 ○ 関係機関との連携体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応等ができるように、相談支援やケアマネジメントの向上を目指しながら、地域定着の支援に努めます。

1 障がい児福祉サービスの見込量

児童福祉法に基づく「第1期申間市障がい児福祉計画」

(1) 障がい児支援（障がい児通所支援・障がい児相談支援等）

① 事業名と内容

事業名	内 容
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

② 実績と見込量

障がい児支援の見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用日数」、「利用人数」として算出しました。

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	58人日分	48人日分	98人日分	150人日分	180人日分	210人日分
	3人	4人	7人	10人	12人	14人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	22人日分	22人日分	22人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	406人日分	452人日分	449人日分	525人日分	600人日分	675人日分
	26人	29人	29人	35人	40人	45人

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	0人日分	0人日分	0人日分	12人日分	12人日分	12人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人
居宅訪問型 児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	12人日分	12人日分	12人日分
	0人	0人	0人	1人	1人	1人
障がい児相談支援	1人	1人	5人	5人	10人	15人

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅型児童発達支援 ・ 障がい児相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、現在市内にサービスを提供する事業所がないため、児童発達支援等を実施している事業所等に対し、開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。 ○ 児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所などとの連携により、相談支援の充実に努めます。 ○ 放課後等デイサービスや児童発達支援は、ニーズが増加傾向にあることから、サービスの質が低下しないよう、事業所研修の案内や指導、助言を行い、適切な事業運営がなされるよう支援していきます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

① 事業名と内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象として、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	市内の相談支援事業所に委託し、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人等に、制度利用の促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）に自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
移動支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人等（視覚障がい者等）に社会参加等のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、創作的活動や生産的活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

② 実績と見込量

地域生活支援事業（必須事業）の見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数及び事業の有無を勘案し、それらの必要なサービス量及び有無を「利用人数」「有・無」として算出しました。

事業名		第4期計画実績			第5期計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修 啓発事業		無	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業		無	無	無	有	有	有
相談支援 事業	障がい者 相談支援 事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	基幹相談 支援セン ター等機 能強化事 業	無	無	無	無	無	有
成年後見 制度利用 支	申立費用	2件	1件	2件	2件	2件	2件
	報酬助成	3件	3件	3件	3件	3件	3件
成年後見制度法人後見 支援事業		無	無	無	無	無	有
意思疎通 支援事業	手話通訳 者派遣事 業	1件	6件	2件	2件	3件	4件
	要約筆記 者派遣事 業	0件	0件	0件	1件	1件	1件

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

事業名		第4期計画実績			第5期計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	3件	0件	1件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	3件	0件	3件	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	3件	5件	1件	3件	3件	3件
	情報・意思疎通支援用具	0件	7件	2件	2件	2件	2件
	排泄管理支援用具	644件	636件	650件	650件	660件	670件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業		51人	29人	32人	33人	34人	35人
移動支援事業		4人	2人	2人	3人	4人	5人
		247時間	396時間	528時間	600時間	700時間	800時間
地域活動支援センター事業 (基礎的・機能強化)	I型	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	III型	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者自立支援協議会を中心に、障がいのある人等の理解促進のための研修会等を開催し、普及・啓発に努めます。 ○ 相談支援事業所や障がい者支援施設、学校や保育園等とも連携し、相談支援業務の充実を図ります。 ○ 成年後見制度利用支援事業については、関係機関と連携をし、要援護者の把握に努め支援をしていきます。 ○ 日常生活用具給付等事業については、低所得者等（市民税非課税世帯）に対する利用者負担無しなどの負担軽減を引き続き継続し、障がいのある人等の日常生活の向上に努めます。 ○ 地域活動支援センター事業を継続して実施し、地域の障がいのある人等の居場所を確保し、障がいに対する市民への普及啓発に努めます。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

① 事業名と内容

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活する身体障がい者で、自宅浴室での入浴が困難な方の居宅に巡回入浴車を派遣し、入浴介助を行います。
日中一時支援事業	障がい福祉サービス事業所において、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、見守り、日常生活訓練などを行うとともに、介護者の一時的な負担軽減を図ります。
自動車運転免許取得 改造費補助事業	身体障がい者の自動車運転免許の取得費用の一部及び、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

② 実績と見込量

地域生活支援事業（任意事業）の見込量については、それぞれのサービスごとに、平成27年度から平成29年度までの利用実績等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」として算出しました。

事業名	第4期計画実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所
	1人	0人	0人	0人	1人	1人
日中一時支援事業	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	5人	6人	5人	5人	6人	7人
自動車運転免許取得 改造費補助事業	2人	0人	1人	1人	1人	1人

③ サービス量の確保のための方策

事業名	サービス量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 自動車運転免許取得 改造費補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日中一時支援事業について、障がい者支援施設等と連携し、障がいのある人等がスムーズに利用できるとともに、介護者の負担軽減に努めます。 ○ 自動車運転免許取得・自動車改造費事業については、障がいのある人等の外出意欲の向上や社会参加のため、引き続き補助事業を継続していきます。

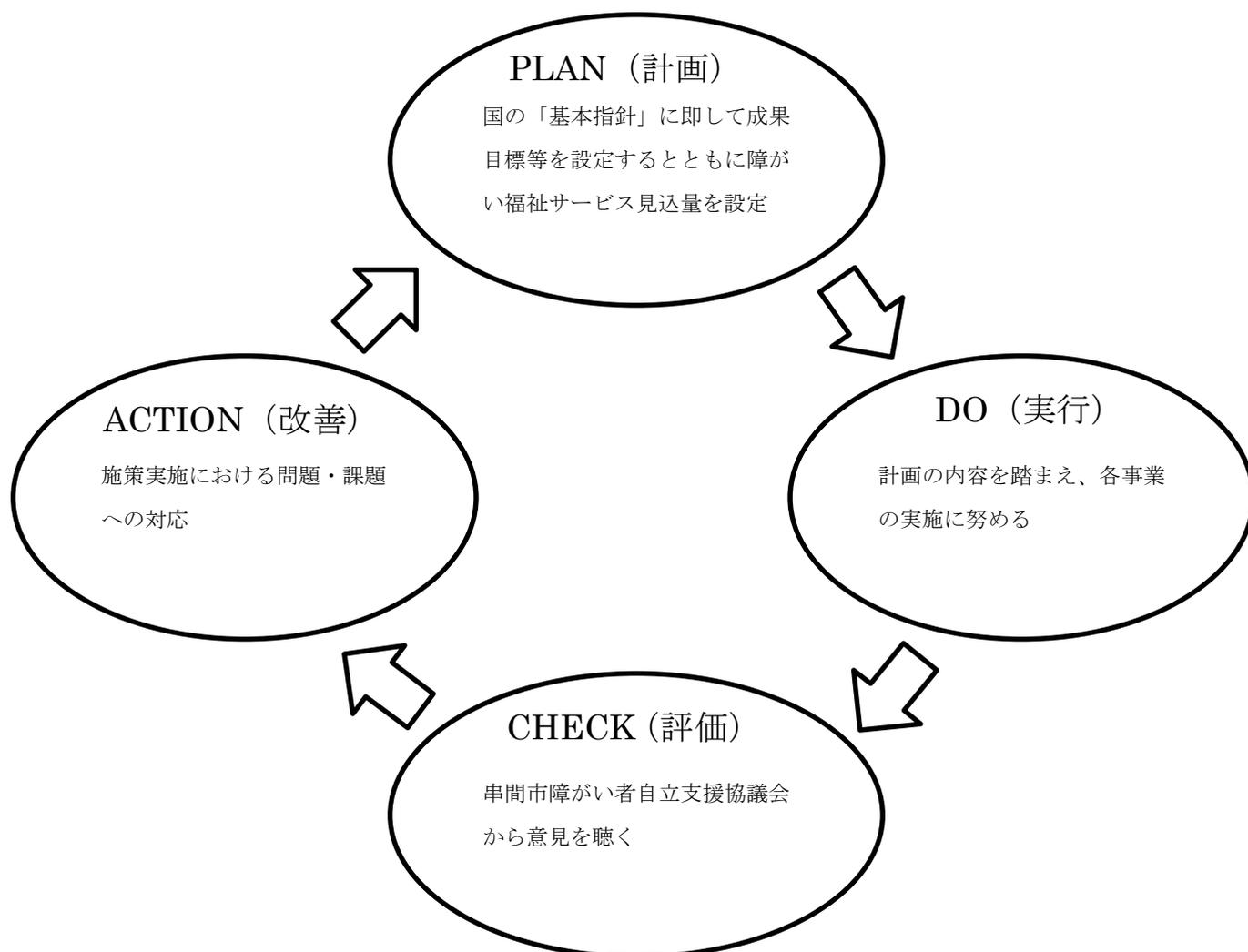
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制の整備

障がいのある人等が地域で自立して生活していくためには、福祉・保健・医療・保育・教育就労・生活・環境など、あらゆる分野の連携や地域内の多様な社会資源のネットワーク化が必要不可欠です。

このため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本市各分野間における連携・調整の強化を図り、障がい者児福祉施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

「串間市障がい者自立支援協議会」では、PDCA サイクルに基づいた計画の推進と進行管理を行うとともに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、相談支援事業所についての中立性・公平性の確保や、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取り組みを推進していきます。



2 計画の進行管理

「串間市障がい者自立支援協議会」において PDCA サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。また、本計画において今後検討する事項とした課題については、継続して取り組みを進めていきます。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。